

倉 財 政 第 407 号

令和 8 年 10 月 1 日

教育長
各部長・事務局長
各課長・所長

】 様

市長

令和 9 年度当初予算編成方針について（通知）

倉吉市財務規則第 7 条の規定により、令和 9 年度の市の当初予算を編成するに当たっての方針（令和 9 年度当初予算編成方針）を定めたので、次のとおりこれを通知します。

令和9年度当初予算編成方針

企画審議会決定
令和8年9月29日

世界は今、地政学的競争の激化と国際秩序の揺らぎ、地球規模の気候変動問題、グローバルサウスと呼ばれる開発途上国・新興国の台頭、AIを始めとする加速度的な技術革新など、歴史の大きな変革期にあります。2026年2月末には中東情勢が緊迫化したことを受けて、資源・エネルギー価格の高止まりを招き、世界的なインフレ圧力を残す大きな要因となっています。

日本においては、人口減少、安全保障環境の変化、エネルギー制約、サプライチェーンの脆弱化、頻発する自然災害のリスクの増大、長期金利の上昇、歴史的な円安基調といった賃金・物価・金利が変動する構造的かつ複合的な環境変化に直面しており、景気の循環的変動だけではなく、その土台となる潜在成長率を高めていく必要があります。

そういった中、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和8年7月21日閣議決定）において、“責任ある積極財政”元年として、民間投資の拡大による供給力の強化を経済規模の拡大と税収基盤の強化につなげ、強い経済の構築と財政の持続可能性を一体的に実現する基本方針を打ち出しました。今後、中長期的に持続的な経済社会の実現に向け、全世代型社会保障の構築等、国民生活の基盤となる重要政策を推進していくとしています。

地方においては、若者や女性の流出に歯止めが掛かっておらず、更なる人口減少へ繋がる負のスパイラルに陥りつつありますが、地方で、いつまでも希望を持って住み続けられる地域を実現するためには、基礎的な行政サービス・民間サービスの維持とともに、情報デジタルツールを活用した、地方で働ける環境づくり、農産物や観光など魅力のある地域資源を最大限に活用した取組などによる生産性の向上・拡大、人材育成が必要であり、自治体が地域の活性化を牽引していくことが求められます。

本市では、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする「第12次倉吉市

総合計画」をまちづくりの指針とし、「元気なまち、くらしよし、未来へ！」を将来像に掲げ、これまで施策や事業を推進してきました。令和８年度には第12次総合計画後期基本計画がスタートし、“若者と女性に選ばれる倉吉”の実現に向けて、重点的かつ戦略的に取組を推進しているところです。

また、令和９年度は「第４次倉吉市行財政改革計画」の計画最終年度となることから、これまでの取組成果を踏まえつつ、３つの重点項目“ＤＸの推進による利便性の向上と業務の効率化”“サービスを低下させない働き方改革の推進”“公共施設の最適化”を中心に、その総仕上げを行うとともに、引き続き更なる行財政改革を推進していくこととしています。

現在、激動する国際情勢、確実に到来する人口減少、見通せない物価上昇・賃金上昇等の様々な財政的懸念を折り込みながら、限られた行財政資源を選択と集中により最大限に活用して地域経済・地域社会の課題を解決に資することで、効果的かつ効率的な行財政運営を実現します。引き続き国・県との連携を強化し、将来にわたって持続可能な行政基盤を築くため、このとおり令和９年度の予算編成方針を定めます。

(別添・令和9年度当初予算編成方針に関する基本的な考え方)

1 本市の財政状況

令和7年度決算において、市の基金全体（特別会計に関するもの及び定額運用のものを除き、財政調整基金及び減債基金その他の特定目的基金を含みます。）の残高は、令和6年度決算時に比べて3億3,300万円余減少し、53億円余となりました。

これは、地方交付税や地方消費税交付金等の増等により歳入は増加したものの、賃金上昇に伴う人件費の増、物価高騰に伴う物件費、扶助費等の増による歳出の増加がより大きく影響したことによるものと考えられます。なお、令和8年9月補正後での同残高の年度末見込みは、さらに44億円余まで減少しています。

また、市の経常収支比率（決算値）は、平成28年度以降きわめて高い水準のまま推移した後、一般財源等となる地方交付税や地方消費税交付金等が増加傾向であったことから改善していましたが、令和4年度には、普通交付税の減少や物価高騰に伴う光熱費の増加により上昇に転じ、令和7年度には人件費の増、扶助費の増により更に上昇したため、前年度比1.2ポイント増の94.9%となりました。

こうした現況の下、少子高齢化による生産年齢人口の減少や景気動向等に左右される税収や、近年頻発する自然災害の復旧、小中学校の耐震化・空調整備、工業団地の整備、第2庁舎の整備、体育施設整備、市営住宅建替、防災無線等の防災関連施設、倉吉パークスクエアに係る整備等の起債償還に加え、今後も、既存施設の長寿命化対策において起債を活用する事業が多く、引き続き公債費が高い水準に留まることが予想されること、また、今後のインフレによる物価高騰や給与水準の引上げのため、歳出の膨張圧力がさらに高まることが想定されることから、中長期的に厳しい財政運営となることが予想されます。

2 予算編成の基本的な方針

このような財政状況を踏まえ、本市の令和9年度の予算編成の基本的な方針を次に掲げるとおりとします。

(1) 政策的な施策の実施

令和8年度にスタートした「第12次倉吉市総合計画後期基本計画」及び並行して展開する「第3期倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、持続可能なまちづくりを着実に推進すること。総合計画の将来像を実現するため、後期基本計画に掲げる目指す「まちの姿の実現」や重点課題の解決に資する事業を計画すること。限られた行財政資源を最大限に活用し、明確な優先順位のもと、効果的かつ効率的な行政運営を徹底すること。

(2) 行財政改革の徹底

令和5年4月に策定した第4次倉吉市行財政改革計画の3つの重点項目“DXの推進による利便性の向上と業務の効率化”“サービスを低下させない働き方改革の推進”“公共施設の最適化”の実行を徹底することで、市の行財政を、将来にわたって、安定的で持続可能なものにつなげること。

(3) 若者・女性に選ばれるまちづくりの推進

本市が直面する喫緊の課題である人口減少の進行を抑制し、地域の活力を将来にわたってしっかりと維持していくため、【「若者と女性に選ばれる倉吉」の実現に向けた環境づくり】を最優先で推進すること。進学や就職を機とした市外流出を抑え、若者や女性が本市で働き、暮らし、子育てする将来を描けるよう、課題の解消や選択肢の拡充に向けた取組を着実に推進すること。

推進に当たっては、後期基本計画で示す「行政の役割」と「地域で期待される行動」を確認し、市民等の行動を促す実効性の高い事業を計画すること。また、部局の枠を越えた連携や類似事業の統合等により、相乗効果を生み出す事業展開を図ること。

(4) 安全・安心で持続可能なまちづくり

地球温暖化により頻発する自然災害に備えて、脱炭素社会の実現を目指す「ゼロカーボンシティ宣言」の趣旨を踏まえ、地域一丸となった環境負荷低減に資する取組を検討すること。

防災・減災意識を一層高め、災害時に迅速で的確な体制が取れるよう、自助・共助への支援や避難所機能の充実など災害に強いまちづくりの推進に資する取組を検討すること。

(5) 「トータル・システム」の着実な推進

限られた財源や人員の中で成果を上げるため、計画・予算・評価が連動する行政経営の要として「トータル・システム」の構築を着実に推進すること。

後期基本計画を土台に、職員一人ひとりが、計画への寄与、目指す成果、予算の適正性を常に意識して、事業を検討すること。

単なる前例踏襲の要求を行うことなく、各事業の振り返りをもとに、その必要性や手法、実施体制、予算規模を徹底して見直すこと。その上で、見直しから生み出した資源（財源・人員）を真に必要な施策へ重点的に充てるなど、市民への誠実な説明責任を果たせる実効性の高い事業を計画すること。

3 予算編成に当たっての留意事項等

以上を踏まえ、予算編成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとします。

- (1) 令和9年度当初予算はこれまでにない厳しい予算編成が想定されることから、各部・局長が所管部局ごとに事業を精査し、責任をもって各課の予算要求をとりまとめること。
- (2) 政策的に取り組む事業は、中長期的な視点に立ち、目的や効果に照らして、必要性や優先順

位などを十分精査したものとする。

- (3) 複数部局にわたる課題に対しては、日頃から、部局横断的に施策を展開する意識を持つことが重要であり、予算編成においても、単一部局の枠にとらわれない横断的な視点を意識し、部局同士で連携を密にすることにより、新たな市政課題の解決に向けて取り組むこととし、相乗効果を狙った事業や部局の枠を超えた政策パッケージの立案を検討すること。その際、継続事業の整理・統合の視点を忘れないこと。
- (4) 継続的に実施している事業は、その目的や効果をあらためて確認し、その工程や財源を検証した上で、ゼロベースでの見直しを検討したものとする。特に補助金等は、倉吉市補助金等ガイドラインに基づく見直しを行うものであること。
- (5) 労務単価・物価高騰等の影響を踏まえ、市が発注する工事や各種委託業務等の積算にあたっては、社会経済情勢の変化を見据えた適切な価格転嫁を図るとともに、適切な予算要求を行うこと。
- (6) 国・県等の動向を的確に把握し、各種の制度による財源を効果的に活用したものとする。
- (7) 事業の企画立案に当たっては、積極的に現場に出向き、現場を担う方々や市民の皆様からの声、各種団体からの意見や提言に素直に耳を傾けながら事業を検討すること。
- (8) 未利用財産の処分、環境の変化等により遊休化している市有資産の徹底的な洗い出しと活用、広告料収入の確保、基金や特別会計の総点検、受益と負担の公平の観点から費用を徴収すべきものがないか等、新たな財源の確保について積極的に検討すること。
- (9) ふるさと納税による地域活性化をより一層進めるため、使い道を明確にして共感を得ることにより事業の原資を募る「クラウドファンディング型ふるさと納税」の活用ができないか、既存事業も含め点検を行うこと。加えて、新たな事業を立案する場合には、社会貢献意欲のある企業から原資を募る「企業版ふるさと納税」の活用ができないか、積極的に検討すること。
- (10) その他の詳細は、別に総務部長が通知するものであること。